

(お知らせ)

## 環境省有資格業者に対する指名停止措置について

環境省福島地方環境事務所は、本日、鹿島・東急・飛島特定建設工事共同企業体、鹿島建設株式会社、東急建設株式会社、飛島建設株式会社に対して指名停止措置を行いました。  
詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省福島地方環境事務所

総務部企画課

課長：川村 英弘

[TEL:024-563-5184](tel:024-563-5184)

総務部経理課

課長：岩田 成実

課長補佐：百目木 康一

[TEL:024-573-7246](tel:024-573-7246)

## 指名停止措置の概要

### 1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
鹿島・東急・飛島特定建設工事共同企業体 代表者 鹿島建設株式会社	東京都港区元赤坂 1 - 3 - 1
鹿島建設株式会社	東京都港区元赤坂 1 - 3 - 1
東急建設株式会社	東京都渋谷区渋谷 1 - 1 6 - 1 4
飛島建設株式会社	東京都港区港南 1 - 8 - 1 5

### 2 指名停止措置期間

令和 2 年 9 月 1 日から令和 2 年 9 月 1 4 日まで

### 3 指名停止措置の範囲

福島地方環境事務所管内

### 4 事実概要

鹿島・東急・飛島特定建設工事共同企業体が請け負っている平成 2 9 年度中間貯蔵（大熊 1 工区）土壌貯蔵施設等工事において、令和元年 1 0 月 2 8 日、大熊町小入野の受入・分別施設内で作業中の作業員がベルトコンベアに巻き込まれ死亡した。

### 5 指名停止措置理由

本件は、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」（平成 1 3 年 1 月 6 日付け環境会第 9 号大臣官房会計課長通知）別表 1 第 7 号に該当する。

#### 「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」別表 1（抜粋）

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 自発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 2 ヶ月以内